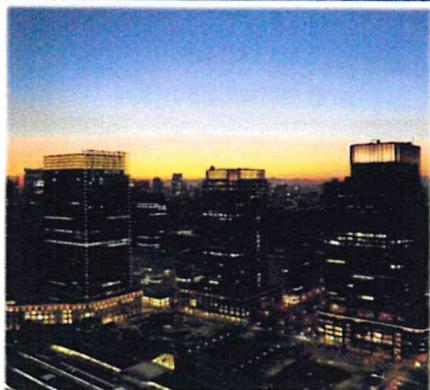


中央労基協 Report

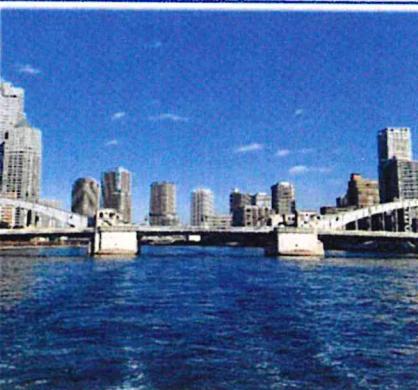
令和4年5月



令和4年度中央労働基準監督署の行政運営



千代田区(東京駅)



中央区(勝鬨橋)



文京区(小石川後楽園)

【管内概況】 中央労働基準監督署管轄区域 = 千代田区・中央区・文京区・島嶼部

千代田区：中央官庁並びに全国的に展開する企業、銀行業及び新聞社等が集中する政治経済の中心。

中央区：証券業、卸売・小売業が集中する商業の中心地。東京駅及び日本橋周辺の再開発並びに臨海部の開発が進行中。

文京区：古くからの文京地域であり、印刷関連産業、大学、大学付属病院などの教育研究業、大規模病院が多く存在。

伊豆諸島：観光、水産業等が主要産業。

(2町6村)

- 管内約8万の事業場に約190万人の労働者が勤務している。
- 全国の上場企業本社のうち、約2割が管内に立地している。
- 管内では高層マンション、都市再開発事業に伴う工事など大型の建設工事が多く施工されており、請負金額50億円以上の大規模工事は約50～60の現場数で推移している。

【令和4年度 中央労働基準監督署の重点対策】

「誰もが安心して働き活躍する TOKYO へ」をスローガンに

1 働き方改革の推進のために

- (1) 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の実施
- (2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援
- (3) 最低賃金の周知及び履行の確保

2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

- (1) 中央労働基準監督署管内における死傷災害の推移
- (2) 第三次産業と建設業を中心とした労働災害防止対策
- (3) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

3 被災労働者とその家族が安心して生活するために



令和4年度 重点対策の具体的内容

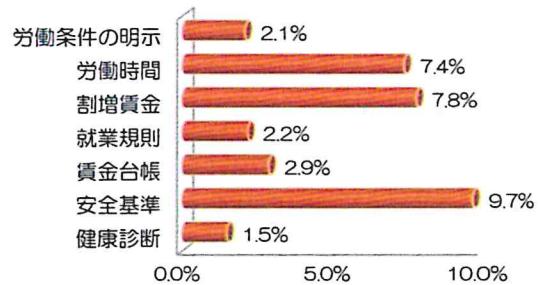
1 働き方改革の推進のために

(1) 改正労基法等に基づく長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策の実施

脳・心疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止を図るため、次の事項を重点として取り組みます。

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定届の適正な締結と上限規制の遵守
- ② 長時間労働（月80時間を超える時間外・休日労働）が疑われる事業場に対する監督指導の実施

臨検監督の違反内容と違反率（令和3年）



(2) 中小企業等に対する改正労働基準法の周知及び支援

新型コロナウイルス感染症の影響を十分に配慮した上で、中小企業に対する訪問支援活動や、署内設置した「労働時間相談・支援コーナー」等を通じ、改正労働基準法に対応した労務管理の導入支援を丁寧に行います。



(3) 最低賃金の周知及び履行の確保

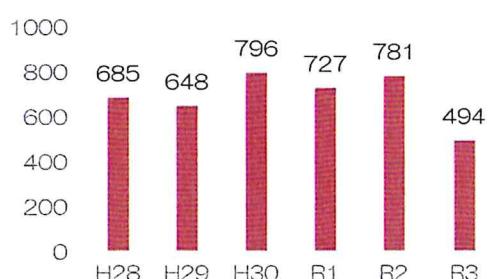
○最低賃金について、あらゆる機会をとらえて周知・広報します。

**東京都最低賃金は、
時間額1,041円
(令和3年10月1日発効)**

○中小企業支援策として、業務改善助成金の周知を図ります。

※業務改善助成金とは、生産性を向上させ、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

申告件数(年)



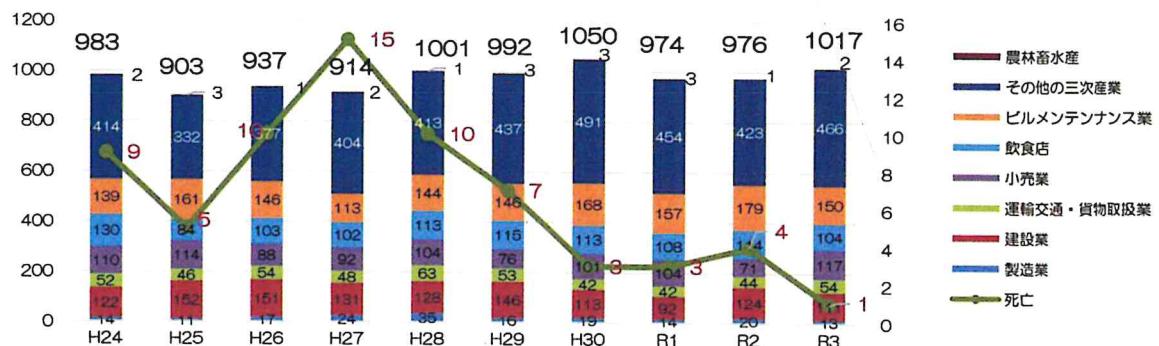
必ずチェック
最低賃金
使用者も、労働者も。

2 安全で健康に働くことができる職場づくりのために

(1) 中央労働基準監督署管内における死傷災害の推移(年)



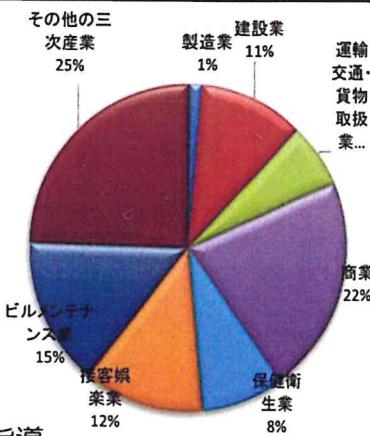
令和3年の死傷災害は前年比41件増の1017件と増加していますが、職場におけるコロナウイルス感染症による災害163件を除くと、従来型の労働災害は減少しています。また、死亡災害については、前年比3人減の1人となっており、減少傾向にあります。ただし、経済活動の正常化に伴い、従来型の労働災害の増加が懸念されます。



(2) 第三次産業を中心とした労働災害防止対策

労働災害の8割以上を占める第三次産業（小売業、ビルメンテナンス業を重点）に対して、本社を通じた自主的な安全衛生管理の定着を図ります。また、災害件数の多い転倒災害の防止対策を推進し定着を図ります。死亡災害が多発する建設業については、大規模建設現場についても定期的に指導を行います。

令和3年休業4日以上災害（計976件）

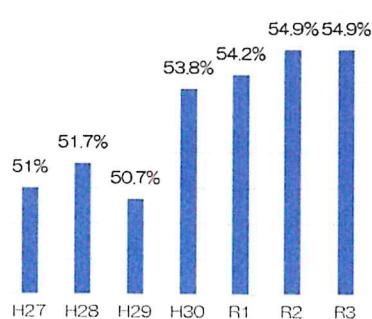


(3) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保推進のため下記の取組などを行います。

- ① 長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、改正安衛法の周知を図るとともに、監督・個別指導を実施します。
- ② 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防が徹底されるよう、感染防止チェックリスト及び業種・業態別マニュアルの周知及び活用の勧奨を実施します。
- ③ 吹き付け石綿除去工事等の届出の徹底、適正な施工について指導し石綿障害防止対策の徹底を図ります。

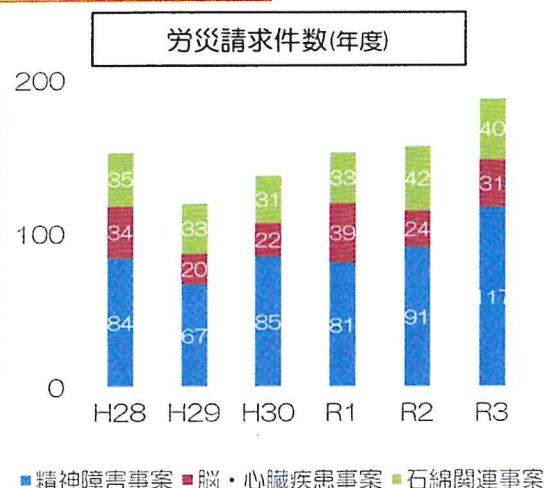
定期健康診断有所見率の推移(年)



3 労災被災者とその家族が安心して生活するために

労災被災者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰できるよう、また、事業主間の公平が図られるよう、以下の取組を重点的に進めています。

- ① 新型コロナウイルス感染症への迅速・的確な対応
- ② 労災補償業務の迅速かつ公正・適正な事務処理の徹底
- ③ 過労死等事案などの的確な労災認定
- ④ 電子申請の更なる利用促進
- ⑤ 労働保険料等の適正徴収
- ⑥ 労働保険の未手続事業の一掃対策の推進



【中央労働基準監督署の組織と主な業務】

第1方面～第6方面

- ・労働条件等の監督指導、災害調査
- ・司法警察事務
- ・労働時間相談・支援（改正労基法の周知）
- ・労働基準法等に係る許可・認定の調査
- ・就業規則、時間外休日労働協定届等各種届出・報告の受理

安全衛生課

- ・労働災害防止、労働者の健康確保
- ・災害調査、特定機械等の検査
- ・計画届の審査・調査
- ・労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告等各種届出・報告の受理

労災1課・2課・3課

- ・労働災害に係る保険給付
- ・労働保険の成立、労働保険料算定基礎調査等

中央労働基準監督署

〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6・7階

TEL 方面 03(5803)7381 (6階)

安全衛生課 03(5803)7382 (6階)

労災課 03(5803)7383 (7階)

東京労働局ホームページの

「中央労働基準監督署からのお知らせ」をご覧ください

QRコード▶



着任のご挨拶

中央労働基準監督署長

いなかず
稻員
ひさし
央



この度、4月1日付けの人事異動により、中央労働基準監督署長に着任いたしました稻員 央と申します。振り仮名なしでは読むことが困難な氏名ですが、かえって印象に残り、覚えていただけるのではないかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

公益法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部（以下「協会支部」といいます。）及び会員の皆様には、日頃から当署の推進する労働基準行政につきまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。どうぞ、前任者と同様に御支援を賜りますようお願い申し上げます。

私は、昭和62年4月に、当時の大阪労働基準局での勤務を振り出しに、以後、部局だけを言えば、埼玉局、東京局、本省、石川局、東京局という異動を繰り返してきました。また、思い起こせば、携わった仕事も、本省では、広報誌を作成・出版し、また、個別労働紛争解決援助制度の立ち上げを担当いたしました。また、東京局では、東京都最低賃金の改正に携わり、その後の前職の総務部では、総務調整官として職員の労働環境の整備や人事などを担当いたしました。

さて、今回、監督署での勤務は4年振りですが、この間、いろいろなことがございました。その中でも、やはり、とりわけ、新型コロナウィルス感染症の流行により、日本の社会経済の停滞を招き、また、労働基準行政活動を抑制せざるを得ないなど、とてもネガティヴな影響が大きかったと思います。新型コロナウィルス感染症については、令和4年3月21日でまん延防止等重点措置が解除されたものの、現在（4月18日現在）も完全に鎮静化したとは言えない状況です。そのため、いわゆる3密（密集、密接、密閉）の回避、マスクの着用、手洗い・消毒の実施、発熱等かぜ症状のあるときの出勤禁止、自治体の要請等に従った飲み会の実施などのこれまでの新型コロナウィルス感染症防止対策は、もちろん続けていかなくてはなりません。

しかしながら、一方で、正常な社会経済活動を、また、正常な労働基準行政活動を取り戻していくかなければなりません。いわゆる「アフターコロナ」への対応が求められます。そこで、労働基準行政として、「アフターコロナ」を踏まえて、本年度どのような取り組みをすべきか

について、少しお話ししたいと思います。

まず、社会経済活動が活発化すると、懸念されるのは、長時間労働及び過重労働による健康障害のまん延です。そのため、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に重点的に取り組んでまいります。

また、次に懸念されるのは、労働災害の増加です。

新型コロナウィルス感染症が原因の労働災害を除くと、いわゆる従来型の労働災害の件数（死亡災害件数を含む。）は、令和3年末までの4年間で減少しています。しかし、もともと労働者の高齢化、災害防止のノウハウを継承する労働者の不足、人手不足を背景とした安全衛生管理体制の不備などで労働災害の素地がある中、正常化に伴って、それがさらに顕在化し、労働災害が増加していく懸念があります。そのため、災害が発生しやすい要因を踏まえて、災害防止に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウィルス感染症の流行により制限しておりました時間外労働時間の上限が法定化されたことにともなう取り組みを本格化させます。令和3年4月1日から、中小企業にも時間外労働時間の上限時間が適用されました。また、令和6年4月1日からは、建設業、運送業及び医師に対しても、時間外労働時間の上限が適用されます。そのため、中小企業に対しては、監督指導を行うとともに、あらゆる機会を通じて、周知及び懇切丁寧な説明に取り組んでまいります。

最後に、最低賃金の周知及び履行確保に関する取り組みについてです。

最低賃金額は、年々引き上げられ、最低賃金の周知及び履行確保に努めてまいりましたが、今年度も、同様に取り組むとともに、影響を受ける中小企業支援策として、業務改善助成金の周知・利用促進にも取り組んでまいります。

労働者の心身の健康や労働条件、職場環境の向上のための労働基準行政の施策は、ここに御紹介したもののはか、まだまだたくさんあります。もちろん、もとより、我々労働基準監督署は全力で施策の実現にまい進する所存であります。さらに協会支部の皆様のお力添えをいただき、より高い水準で実現できましたら、幸甚に存じます。最後になりますが、協会支部のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、着任のごあいさつといたします。



本年4月1日付け人事異動による中央労働基準監督署の体制

後列左端より

過重労働調査官 統括労認官 労災3課長 安全衛生課長 2方面主任 3方面主任 4方面主任 5方面主任 6方面主任
黒木志保 山吹恵美 森美穂 大木訓 田村雄志 藤原良 大桑徹也 稲田俊介 鈴木智子

前列左端より

業務課長 労災2課長 労災1課長 労災副署長 署長 管理副署長 監督副署長 1方面主任
前田利明 山崎竜治 田村雄貴 浅川勲 稲員央 成田光志 澤村敬太 野田暁美

中央労働基準監督署 令和3年労働災害発生状況

| 死傷災害発生状況 | | |
|----------|-----|---|
| 令和3年 | 854 | 件 |
| (1017) | | |

| 死亡災害発生状況 | | |
|----------|---|---|
| 令和3年 | 1 | 件 |
| (4) | | |

前年同期比 1.3% 減少

(前年同期比 4.2% 増加)

*上記()の数字はコロナ感染症を含む件数

業種別死傷災害発生状況

| | | 製造業 | 建設業 | 土木工事業 | 建築工事業 | 木造家屋建築工事業 | その他の建設業 | 陸上貨物運送事業(注3) | ハイヤー・タクシー業 | その他の運輸・交通・貨物取扱業 | 商業 | 小売業 | 保健衛生業 | 社会福祉施設 | 接客娯楽業 | 飲食店 | 清掃と畜産業 | ビルメン業 | その他第三次産業 | 金融業 | 蓄産業 | その他(一次産業) | 全産業合計 |
|-------------------|---------|------|-------|-------|-------|-----------|---------|--------------|------------|-----------------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|----------|------|------|-----------|-------|
| を除く コロナ 感染症 | 死傷災害 | 12 | 78 | 13 | 55 | 1 | 10 | 37 | 11 | 14 | 195 | 111 | 42 | 25 | 116 | 97 | 147 | 147 | 198 | 17 | 24 | 4 | 854 |
| | | 16 | 91 | 16 | 68 | 3 | 7 | 27 | 9 | 7 | 120 | 69 | 33 | 24 | 142 | 112 | 185 | 175 | 235 | 15 | 19 | 1 | 866 |
| | 全業種中の割合 | 1.4% | 9.1% | 1.5% | 22.% | 0.1% | 1.2% | 4.3% | 1.3% | 1.6% | 22.8% | 13.% | 4.9% | 2.9% | 13.6% | 11.4% | 17.2% | 17.2% | 23.2% | 2.% | 2.8% | 0.5% | 100% |
| | 死亡災害 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 0 |
| を含む コロナ 感染症 | 増減数 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | -1 | | | | -1 |
| | 死傷災害 | 13 | 111 | 13 | 78 | 1 | 20 | 37 | 11 | 16 | 219 | 117 | 86 | 31 | 124 | 104 | 150 | 143 | 246 | 17 | 24 | 4 | 1017 |
| | | 20 | 124 | 16 | 101 | 3 | 7 | 27 | 10 | 7 | 125 | 71 | 53 | 29 | 144 | 114 | 189 | 179 | 276 | 16 | 19 | 1 | 976 |
| | 全業種中の割合 | 1.3% | 10.9% | 1.3% | 22.% | 0.1% | 2.0% | 3.6% | 1.1% | 1.6% | 21.5% | 11.5% | 8.5% | 3.% | 12.2% | 10.2% | 14.7% | 14.1% | 24.2% | 1.7% | 2.4% | 0.4% | 100% |
| を除く コロナ 感染症 | 死亡災害 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | | | 4 | 1 |
| | 増減数 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | -4 | | | -3 | 0 |

(注1) 上段は本年確定値
下段は前年確定値

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

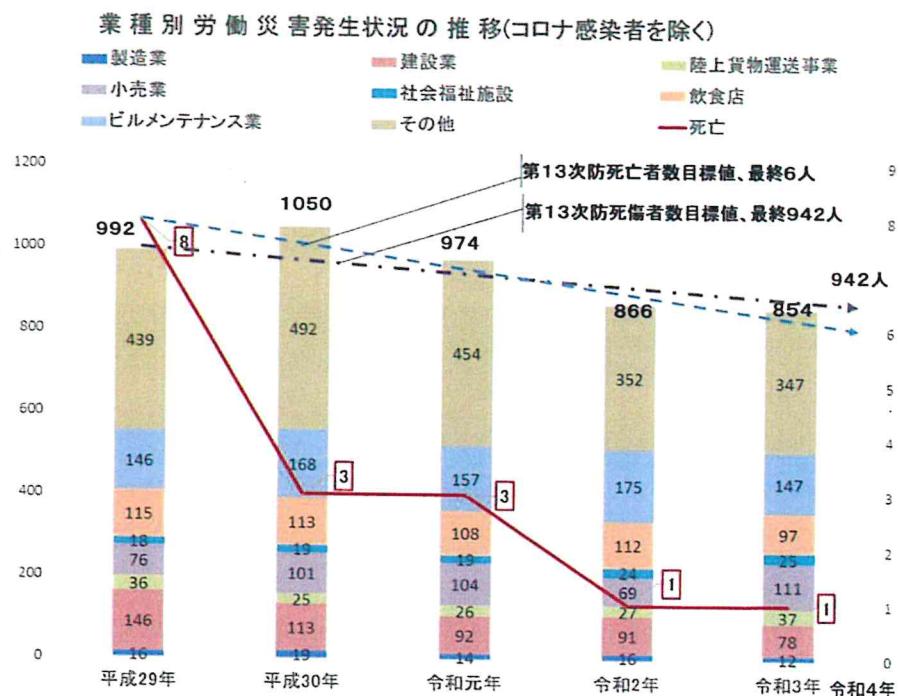
(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注4) 死亡災害数は死傷災害数の内数。

中央労働基準監督署管内労働災害発生状況

第13次東京労働局災害防止計画（平成30年1月から令和4年12月までの5か年計画）では、平成29年の死亡者数及び休業4日以上の死傷者数に対し、それぞれ15%及び5%の減少をさせることを目標としている。当署ではこれを踏まえて死亡者数6人、死傷者数は942人を下回ることとしている。

令和3年の死亡者数は1人であり、目標数を下回った。また、休業4日以上の死傷者数も令和2年及び3年とも、新型コロナウイルス感染症のり患者を除くと、目標数を下回った（右図参照）。



事故の型別件数と全業種に占める割合

| | 墜落・転落 | 転倒 | 挟まれ・巻き込まれ | 交通事故 | 動作の反動・無理な動作 | 激突 | 飛来・落下 | 切れ・こすれ | 全体件数 (%) |
|------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| H30年 | 111 (10.6) | 406 (38.7) | 82 (7.8) | — | 165 (15.7) | — | 47 (4.5) | 47 (4.5) | 1050 (100) |
| R元年 | 218 (22.4) | 274 (28.1) | 55 (5.6) | — | 140 (14.4) | 55 (5.6) | — | — | 974 (100) |
| R2年 | 171 (19.7) | 260 (30.0) | 52 (6.0) | 51 (5.9) | 144 (16.6) | 51 (5.9) | — | — | 866 (100) |
| R3年 | 158 (18.5) | 249 (29.2) | 44 (5.2) | 56 (6.6) | 168 (19.7) | — | — | — | 854 (100) |

全業種の事故の型別で令和3年の災害をみると「転倒」による死傷者数が最も多く、全業種の約30%を占めている。次いで、「墜落・転落」と「動作の反動・無理な動作」が約20%を占めている（上表参照）。

事故の型別－起因物（上位5位まで）

| | 階段さん橋 一墜落、転落 | 通路 一転倒 | 荷姿の物 一動作の反動、無理な動作 | はしご等 一墜落、転落 | 乗用車・バス 一交通事故 | 作業床 一転倒 | その他の仮設物等 一転倒 | 起因物なし 一転倒 | その他の用具 一転倒 | 階段、さん橋 一転倒 | 起因物なし 一動作の反動、無理な動作 | 全体 件数 (100%) |
|------|-----------------|-----------|----------------------|----------------|-----------------|------------|-----------------|--------------|---------------|---------------|-----------------------|--------------------|
| H30年 | -- | 149(14.2) | — | — | 43(4.1) | — | — | — | 51(4.9) | 71(6.8) | 46(4.4) | 1050 |
| R元年 | 100(10.3) | 58(6.0) | — | 47(4.8) | 34(3.5) | — | — | 35(3.6) | 34(3.5) | — | — | 974 |
| R2年 | 87(10) | 81(9.4) | — | — | 40(4.6) | 56(6.5) | 37(4.3) | — | — | — | — | 866 |
| R3年 | 78(9.1) | 49(5.7) | 43(5.0) | 41(4.8) | 39(4.6) | — | — | — | — | — | — | 854 |

「起因物」と「事故の型」を組み合わせた両面でみると、令和3年は、「階段、さん橋からの墜落・転落」によるものが最も多く全体の約10%を占めている。次いで「通路での転倒」となっている。転倒による災害は、「作業床」「階段、さん橋」でも数多く発生している（上位5位まで上表参照）。

令和4年度講習カレンダー【令和4年4月～令和5年3月】

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部
TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
ホームページアドレス <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

※令和4年6月1日から
一部の受講料が変更になります。

令和4年4月18日現在

| 講習名 | | | 月 | 令和4年4月受講料〔円〕 〔受講料+テキスト代・税込〕 | 令和4年 4月 | 5月 | 令和4年6月～受講料〔円〕 〔受講料+テキスト代・税込〕 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 令和5年 1月 | 2月 | 3月 | | |
|-----------|-----------------------------|---------------------------|---|--------------------------------|------------|----|---------------------------------|--------------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|------------|--------|--------|--|--|
| 技能講習 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 | 21,310 (令和4年5月まで) | | | | | 23,210 (令和4年6月から) | 満席 | | | 28～30日 | | 28～30日 | | | | 22～24日 | | |
| | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 14,580 | 満席 | | | | 15,180 (令和4年6月から) | 満席 | | 25～26日 | | 17～18日 | | 15～16日 | | 21～22日 | | | |
| | 石綿作業主任者技能講習 | 14,580 | | 満席 | | | 15,180 (令和4年6月から) | 満席 | | 8～9日 | | 10～11日 | | 19～20日 | | 9～10日 | | | |
| 教育特別 | 第2種酸素欠乏危険作業特別教育 | | 9,810 | | | | 9,810 | 28日 | | | | | | | | | 27日 | | |
| 法定講習等 | 安全衛生推進者養成講習 | 14,030 | | 12～13日 | | | 14,630 (令和4年6月から) | | 14～15日 | | | 27～28日 | | | | | 9～10日 | | |
| | 衛生推進者養成講習 | 9,500 | 27日 | | | | 9,900 (令和4年6月から) | 10日 | | | 20日 | | 18日 | | 16日 | | 2日 | | |
| | 安全管理者選任時研修 | (会員)10,500 (非会員)12,500 | | 26～27日 | | | (会員)10,500 (非会員)12,500 | | 11～12日 | | 5～6日 | | 7～8日 | | 24～25日 | | 6～7日 | | |
| | リスクアセスメント担当者研修 | (会員)10,500 (非会員)12,500 | | | | | (会員)10,500 (非会員)12,500 | | | | | | | | | | 7日 | | |
| | 雇入れ時の安全衛生教育 | (会員)2,968 (非会員)3,968 | 11日 12日 13日 14日 15日 16日 25日 | | | | (会員)2,968 (非会員)3,968 | | | | | | | | | | | | |
| 受取準備講習 | 衛生管理者試験受取準備講習 | 第1種3日 | (会員)19,000 (非会員)22,000 | | 23～25日 | | (会員)19,000 (非会員)22,000 | | 20～22日 | 17～19日 | 5～7日 | | 7～9日 | | 15～17日 | | | | |
| | | 第2種2日 | (会員)16,140 (非会員)19,140 | | 23～24日 | | (会員)16,140 (非会員)19,140 | | 20～21日 | 17～18日 | 5～6日 | | 7～8日 | | 15～16日 | | | | |
| | | 特例第1種1日 | (会員)9,400 (非会員)10,400 | | 25日 | | (会員)9,400 (非会員)10,400 | | 22日 | 19日 | 7日 | | 9日 | | 17日 | | | | |
| その他安全衛生講習 | 熱中症予防管理者(指導員)研修 | (会員)5,200 (非会員)7,200 | | 9日 | | | (会員)5,200 (非会員)7,200 | 9日 29日 | | | | | | | | | | | |
| | 総括安全衛生管理者講習 | (会員)10,400 (非会員)12,400 | | | | | (会員)10,400 (非会員)12,400 | | | | | | 21日 | | | | | | |
| | 新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定) | 無料 【しおり代、715円】 | | | | | 無料 【しおり代、715円】 | | | | | | | | | | | | |
| | 初級衛生管理者実務講座(未定) | (会員)4,320 (非会員)6,320 | | | | | (会員)4,320 (非会員)6,320 | | | | | | | | | | | | |
| 人事労務講習等 | 新規労務担当者向け実務講習 | (会員)12,050 (非会員)15,050 | | 16～17日 | | | (会員)12,050 (非会員)15,050 | | | | | | | | | | | | |
| | 労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習 | 無料 | | | | | 無料 | 14日 AM,PM | | | | | | | | | | | |
| | 年金講座【2回セット】 | (会員)7,650 (非会員)10,650 | | | | | (会員)7,650 (非会員)10,650 | | | | | | | | 5日 12日 | | | | |
| | 【基礎】労働基準法等基礎講座 | (会員)3,550 (非会員)5,550 | | | | | (会員)3,550 (非会員)5,550 | | | 2日 | | | | | | | | | |
| | 社会保険【健保・年金】基礎講座 | (会員)4,010 (非会員)6,010 | | | | | (会員)4,010 (非会員)6,010 | | | 4日 | | | | | | | | | |
| | 労働基準法等実務講座【2回セット】 | (会員)8,200 (非会員)11,200 | | | | | (会員)8,200 (非会員)11,200 | | | | | | | | 15日 22日 | | | | |
| | 労災保険実務講座【2回セット】 | (会員)8,310 (非会員)11,310 | | | | | (会員)8,310 (非会員)11,310 | 6日 13日 | | | | | | | | | | | |
| | 社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】 | (会員)7,760 (非会員)10,760 | | | | | (会員)7,760 (非会員)10,760 | | | | | 4日 11日 | | | | | | | |
| | 雇用保険実務講座 | (会員)3,000 (非会員)5,000 | 19日 | | | | (会員)3,000 (非会員)5,000 | | | | | | | | | | | | |
| | 女性関連セミナー(未定) | 無料 | | | | | 無料 | | | | | | | | | | | | |
| 大会等 | 中央安全推進大会(予定:銀座プロッサム) | | | | | | | 17日 | | | | | | | | | | | |
| | 中央健康推進大会(予定:銀座プロッサム) | | | | | | | | | | | | 15日 | | | | | | |

※講習等の日程及び内容に関しましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。（その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。）

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。（大会等は、除く。）

*受講料 テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東京運輸本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・鬼戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三座の各労働基準協会支部）会員をいいます。

※会員とは、東急連合部・支部（平井・上野・王子・足立荒川・練馬・世田谷・大井町・三鷹）有効会員登録者の方を指す。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会(略称:(公社)東基連) 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「 」です